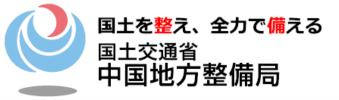
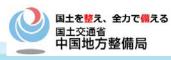
令和6年度 土木工事設計マニュアルの改定について

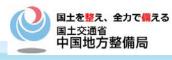


土木工事設計マニュアルの改定について



	編	章	節	項目	改定内容	改定となった理由	備考
1				 設計マニュアル編集担当係 	担当係の追加・変更	担当係名の変更のため	P1~3
2				設計マニュアルの総目次	ページ数の変更	・温度ひび割れ抑制対策の手引き(案)の追加 ・第5章橋梁のページ数変更	P4~5
3	1 共通	1 設計一般	3	適用示方書・指針等	 発行年月の変更 	適用示方書・指針等の改定のため最新版に見直し	P6~8
4	1 共通	1 設計—般	5	新技術について	「※有用な新技術リスト一覧の検索方法について」のリンク先修正	NETISのリンク先が更新されたため	P9
5	1 共通	1 設計一般	8	温度ひび割れ制御対策の手引き (案)について	新規追加	中国技術事務所で作成した「温度ひび割れ制御対策の手引き(案)(R5.3)」を追加 (令和5年12月14日付け事務連絡「温度ひび割れ抑制対策の手引き(案)について(通知)」)	P10 参考 - 1
6	2 河川	1 築堤・護岸	4	護岸	設計細目の追加	河川砂防技術基準の改定により見直し	P11
7	2 河川	3 水門	1	総説	設計要領改定のため発行年月を修正	適用示方書・指針等の改定のため最新版に見直し	P12
8	3 道路	3 舗装	1	適用	設計要領の新規発刊のため追加	アスファルト舗装の詳細設計・修繕設計便覧の新規 発刊のため追加	P13 参考 - 2
9	3 道路	3 舗装	2	設計の考え方	設計要領の新規発刊のため追加	アスファルト舗装の詳細設計・修繕設計便覧に基づき変更	P14 参考 - 2
10	3 道路	3 舗装	6	アスファルト舗装の構造設計	設計要領の新規発刊のため修正	アスファルト舗装の詳細設計・修繕設計便覧に基づき変更	P15 参考 - 3
11)	3 道路	3 舗装	6	アスファルト舗装の構造設計	床版防水層の規格削除、床版防水層の選択基 準について記載	R5.9.6付事務連絡「道路橋の床版防水層の設計・施工について」により、シート防水に規定しない	P16~17 参考 - 4

土木工事設計マニュアルの改定について



	編	章	節	項目	改定内容	改定となった理由	備考
12	3 道路	5 橋梁		目次	ページ数の変更	以下の改定に伴う変更	P18~20
13	3 道路	5 橋梁	2	設計—般	・架橋位置に関するリスク項目の事例を追記 ・橋梁設計に関する留意点を新規追加	道路橋の設計における諸課題に関わる調査(2018- 2019)に伴う修正	P21~28 参考-5
14)	3 道路	5 橋梁	4	鋼橋	足場吊金物の変更		P29 参考 - 6
15)	3 道路	5 橋梁	6	諸構造	落下物防止柵の設置範囲の考え方を変更		P30 参考 - 5
16	3 道路	6 トンネル	4	設計 (NATM)	吹付コンクリートの配合(湿式工法)※粉体 急結材を使用する場合の配合変更	急結剤に含有する二酸化アルミニウムナトリウムが 毒物及び劇物指定令に基づく、劇物に指定されたこ とにより粉体急結材の標準配合が変更となったため	P31 参考 - 7
17)	3 道路	8 歩道及び自転 車通行空間	2	歩道等整備構造基準	防護柵が設置されている場合の歩車道境界ブロック設置の考え方を追加	縁石の中国地整運用について、道路構造令との整合 を図るため見直しを実施	P32 参考 – 8
18)	3 道路	10 道路付属施設 の計画・設計 要領	1	本要領の取扱いについて	設計要領改定のため発行年月を修正	適用示方書・指針等の改定のため最新版に見直し	P33

改定 担当係名の追加のため 改定理由 現 行 現 行 改 定 備 設計マニュアル編集委員会 委員長 技術調整管理官 委 員 技術管理課長 道路計画課長 情報通信技術課長 道路工事課長 河川計画課長 道路管理課長 河川工事課長 交通対策課長 河川管理課長 施工企画課長 事務局 技術管理課 現行どおり 設計マニュアル編集担当係 編集担当係 第1編 共 通 編 技術管理課 第1章 設計一般 *基準第1係 第1章 設計一般 技術管理課 *基準第1係 記載の変更 第1節 設計図面の作成要領 (標準) 基準第2係 基準第2係 第1節 設計図面の作成要領(標準) 第2節 設計数量 施工企画課 施工係 河 川 係 第2節 設計数量 河川工事課 河 川 係 第3節 適用示方書・指針等 河川工事課 道路工事課 改良係 第3節 適用示方書・指針等 第4節 コンクリート構造物の比較案作成にあた 道路工事課 改良係 第4節 コンクリート構造物の比較案作成にあた っての留意事項 っての留意事項 第5節 新技術について 第5節 新技術について 第6節 地質・地盤リスクへの対応 第6節 地質・地盤リスクへの対応 第7節 BIM/CIM について 第7節 BIM/CIM について 記載の追加 第8節 温度ひび割れ制御対策の手引き(案)に ついて 第2章 土 工 河川工事課 河 川 係 第1節 土及び岩の分類 道路工事課 *改良係 第2節 片切、片盛、切盛境及び腹付盛土 第3章 軟弱地盤対策工 河川工事課 河 川 係 第1節総論 道路工事課 *改 良 係 第2節 各 論 ▶ 現行どおり 第4章 基礎 工 河川工事課 ダム係 第1節 道路橋基礎 道路工事課 *構造係 第2節 擁壁基礎 第3節 カルバート基礎 積算上の注意事項 1/33

改定 担当係名の変更のため 改正理由 現 行 現 行 改 正 備 項 目 編集担当係 第5章 仮設工 河川工事課 河 川 係 *改 良 係 第1節 共通事項 道路工事課 施工係 第2節 二重締切り工法(切ばり式) 施工企画課 第3節 二重締切り工法(自立式) 第4節 路面覆工 第5節 仮 橋 現行どおり 第2編河川編 第1章 築堤・護岸 河川工事課 *河 川 係 第1節 一 般 砂防海岸係 第2節 堤 防 河川管理課 管 理 係 第3節 掘 削 第4節 護 岸 *河 川 係 河川工事課 *河 川 係 第2章 樋門・樋管 河川工事課 第2章 樋門・樋管 第1節 総説 砂防海岸係 第1節 総説 砂防海岸係 第2節 樋門樋管の断面の決定 河川管理課 管 理 係 第2節 樋門樋管の断面の決定 河川管理課 管 理 係 第3節 機 能 情報通信技術課 電気係 第3節 機 能 情報通信技術課 電気・基準係 記載の変更 第4節 樋門設計の基本 施工企画課 機械設備係 第4節 樋門設計の基本 施工企画課 機械設備係 第5節 基本的な構造 第5節 基本的な構造 第6節 安全性能の照査等 第6節 安全性能の照査等 第7節 各部位の設計等 第7節 各部位の設計等 第8節 樋門構造に関するその他の事項 第8節 樋門構造に関するその他の事項 第9節 上屋の設置 第9節 上屋の設置 第10節 照明等の設置 第10節 照明等の設置 第11節 監視装置等の設置 第11節 監視装置等の設置 第3章 水 門 第1節 総 説 第2節 機 能 第3節 設計の基本 第4節 基本的な構造 第5節 安全性能の照査等 第6節 各部位の設計等 ▶ 現行どおり 第7節 水門構造に関するその他事項 河川計画課 計画第1係 第4章 規則・通達・通知等 河川工事課 *河川係 第1節 設計基準等 砂防海岸係 第2節 その他 河川管理課 管 理 係 積算上の注意事項 2/33

改定 担当係名の変更のため 改正理由 現 行 現 行 改 正 備 項 目 編集担当係 第3編道路編 第1章 道路設計一般 道路計画課 計画第3係 第1章 道路設計一般 道路計画課 計画第2係 第1節 道路設計一般 第1節 道路設計一般 記載の変更 第2節 幾何構造 第2節 幾何構造 第3節 暫定計画 第3節 暫定計画 第4節 道路基準杭 第4節 道路基準杭 第5節 用地境界の設計 第5節 用地境界の設計 第2章 道路土工 道路工事課 *改 良 係 第1節 道路土工の構成 第2節 掘削(切土) 道路管理課 維持修繕係 第3節 盛 土 第4節 法面工·斜面安定工 第5節 擁壁工 第6節 ボックスカルバート 第7節 排水工 第8節 落石防止工 第9節 遮音壁工 第10節 その他 第3章 舗 装 道路工事課 舗装係 第1節 適 用 第2節 設計の考え方 現行どおり 第3節 設計条件の設定 第4節 路面設計 第5節 路床の設計 第6節 アスファルト舗装の構造設計 第7節 コンクリート舗装の構造設計 第8節 各種の舗装の構造設計 第9節 道路橋床版防水工 第 10 節 参考資料 第4章 道路付属施設 交通対策課 特殊車両係 第1節 防護柵工 第2節 標識工 第3節 道路付属施設工 積算上の注意事項 3/33

改定 ページ数の変更のため 改正理由 現 行 Æ 設計マニュアル総目次 第1編 共 诵 編 現行どおり 第 4 節 コンクリート構造物の比較案作成にあたっての留意事項 ········ 1-1- 20 記載の追加 第7節 BIM/CIM について 1-1-23 第8節 温度ひび割れ抑制対策の手引き (案) について1-1-24 現行どおり 第2編河川編 積算上の注意事項 4/33

改定 ページ数の変更のため 改正理由 現 行 第3節 設計条件の設定 3-3-11 第5節 路床の設計 3-3-25 第 9 節 道路橋床版防水工 3-3-89 → 現行どおり 10-1 「「道路舗装の長期保証」実施要領(案)」 …… 3-3-99 10-2 「コンクリート舗装活用マニュアル (案)」 3-3-126 10-3 「石炭灰を使った軟弱地盤固化処理 設計マニュアル」 3-3-149 記載の変更 第2節 設計一般 3-5-15 7-1 「トンネル工事における長期保証 現行どおり 制度要領(試行) について ………………………3-6- 58 7-2 「トンネル工事における長期保証 制度要領(試行)の運用について ……………… 3-6- 60

 第7章 立体横断施設
 3-7- 1

 第1節 適用基準等
 3-7- 1

積算上の注意事項

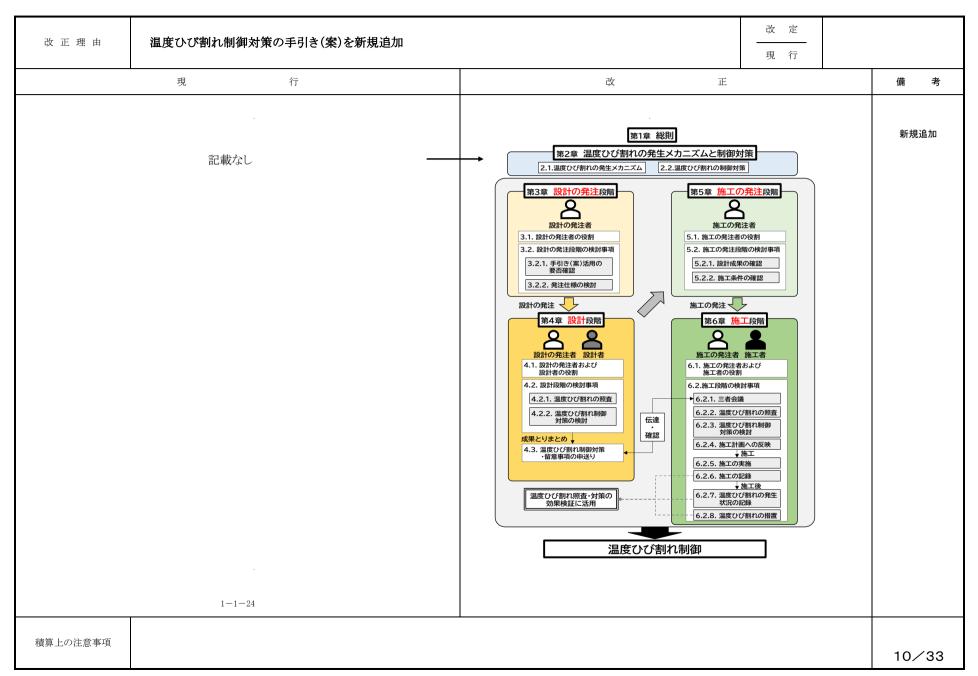
5/33

改定 適用示方書・指針等改定のため発行年月を修正 改正理由 現 行 現 行 改 正 備 発 行 所 名 発行年月 33 建設工事公衆災害防止対策要綱の解説 ^{国土交通省大臣官房技術調査課} R元. 9 土地·建設産業局 建設業課 34 薬液注入工法の設計・施工指針 日本グラウト協会 H元年, 6 薬液注入工法による建設工事に 建設省 S 4 9. 7 関する暫定指針 36 建設発生土利用技術マニュアル 土木研究センター H25.12 建設副産物適正処理推進要綱の 建設副産物リサイクル H14.11 広報推進会議 全日本建設技術協会 H23.3 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガ機械式鉄筋定着工法技 H28.7 _ 現行どおり 術検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンク 流動性を高めたコンク H29.3 リートの活用に関するガイドライ リートの活用検討委員 41 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法技 る機械式鉄筋継手工法ガイドライン が検討委員会 H29.3 コンクリート橋のプレキャスト化 橋梁等のプレキャスト H30.6 ガイドライン 化及び標準化による生 産性向上検討委員会 発 行 所 名 発行年月 国土交通省河川砂防技術 国土交通省水管理・国 其准計画編 十 2 河川砂防技術基準 調査編 記載の変更 国土交通省水管理·国 + 保 全 局 河川砂防技術基準 調査編 国土交通省水管理・国 R4.6 R5. 5 改訂新版 建設省河川砂防技術 日本河川協会 H9.10 基準(案)同解説設計編 I · Ⅱ 河川砂防技術基準 維持管理編(河川編) 国土交通省水管理・国 維持管理編(ダム編) 土 保 全 局 R3.10 H28.3 維持管理編 (砂防編) H28.3 5 港湾の施設の技術上の基準・同解説 日本港湾協会 H30.5 6 港湾要覧 S 5 5 9 海岸保全施設の技術上の基準 全国海岸協会 H30.9 8 海洋鋼構造物設計指針(案)解説 土 S 4 8. 8 海洋コンクリート構造物設計施工 S 5 1. 1 2 10 ダム設計基準 日本大ダム会議 S 5 3. 8 11 河川改修事業関係例規集 日本河川協会 現行どおり 毎年発行 12 海岸関係法令例規集 全国海岸協会 ジャケット式鋼製護岸 日本港湾協会 S 5 2. 3 設計指針 (案) ダム基礎岩盤グラウチングの 土 木 学 S 4 7. 6 国交省・農林省 H26.12 15 海岸保全施設の技術上の基準 国土交通省水管理・国 16 仮締切堤設置基準(案) H 2 6. 1 2 保 17 堤防余盛基準 S 4 4. 1 18 ダム基礎地質調査基準 S 5 1. 4 日本大ダム会談 19 ダム構造物管理基準 S 6 1. 5 H12.1 20 解説 河川管理施設等構造令 改訂版 砂防設計公式集 全国治水砂防協会 S 6 1. 5 1 - 1 - 12積算上の注意事項 6/33

改定 適用示方書・指針等改定のため発行年月を修正 改正理由 現 行 現 行 改 正 備 発 行 所 名 発行年月 - 現行どおり 57 河川堤防設計指針 河川局治水課 H19.3 58 河川堤防の構造検討の手引き 国土技術研究センター H24.2 59 護岸の力学設計法 国土技術研究センター H19.11 59 護岸の力学設計法 国土技術研究センター R 5. 10 記載の変更 土木構造物設計マニュアル(案) 国 土 交 通 省 H13.12 61 柔構造樋門設計の手引き 国土技術研究センター H10.12 62 透過型砂防堰堤技術指針(案) 建設省砂防部砂防課 H13.1 水管理・国土保全局 63 河川構造物の耐震性能照査指針 H28.3 水管理・国土保全局 64 河川構造物の耐震性能照査指針・解認 水管理・国土保全局 65 河川場防の耐震点検マニュアル H28.3 | 河川堤防の耐震対策マニュア/ 水管理・国土保全局 H24.2 (暫定版) 水管理・国土保全局 67 ドレーン工設計マニュアル H25.6 3-3 道路関係 名 発 行 所 名 クロソイドポケットブック 日本道路協会S49.8 道路の移動等円滑化に関するガ 国土交通省道路局 R 4. 6 道路技術基準通達 国土交通省道路局 H14.3 - 基準の変遷と通達-道路構造令の解説と運用 日 本 道 路 協 会 R3.3 現行どおり 道路の交通容量 S 5 9 . 9 H21.6 道路土工要綱 道路土工一仮設構造物工指針 H11.3 8 道路土工-カルバート工指針 " H22.3 道路土エー切土工・斜面安定工指針 H21.6 10 道路土工-軟弱地盤対策工指針 H24.8 11 道路土工一盛土工指針 H22.4 12 道路土工-擁壁工指針 H24.7 13 盛土の調査・設計から施工まで 地 盤 工 学 会 H 2 2. 7 アスファルト混合所便覧 14 日 本 道 路 協 会 H8. 10 (平成8年版) アスファルト舗装工事共通仕様書 15 R元. 5 インターロッキングブロック __ インターロッキンク H29.4 舗装維持・修繕マニュア/ ブロック舗装技術協会 インターロッキングブロック インターロッキンク H21.1 舗装簡易マニュアル ブロック舗装技術協会 インターロッキングブロック インターロッキング H29.3 舗装設計施工要領 ブロック舗装技術協会 1 - 1 - 14積算上の注意事項 7/33

改定 適用示方書・指針等改定のため発行年月を修正 改正理由 現 行 現 行 改 正 備 3-5 機械関係 番号 タ 発 行 所 名 発行年月 総合政策局公共事業企画 総合政策局公共事業企 1 機械工事共通仕様書(案) R1. 7 1 機械工事共通仕様書(案) R 5. 3 調整課 面淵敷課 記載の変更 2 機械工事完成図書作成要領(案) 総合政策局建設施工企画課 H19.3 総合政策局公共事業企画 3 機械工事施工管理基準(案) H29.3 総合政策局公共事業企 3 機械工事施工管理基準(案) R3. 3 調整課 画調整課 総合政策局公共事業企画 4 機械工事特記仕様書作成要領(案) H12.3 5 機械工事塗装要領(案)・同解説 5 機械工事塗装要領(案)・同解説 日本建設機械化協会 H22.4 日本建設機械化協会 R3. 2 6 ダム・堰施設技術基準(案) 国土交通省 H28.3 7 (参考) ダム・堰施設技術基準(案)(基 準解説編・マニュアル編) ダム・堰施設技術協会 H23.7 H13.12 - 現行どおり 9 鋼製起伏堰設計要領(案) ダム・堰施設技術協会 H11.10 ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領 H12.6 ゲート用開閉装置(機械式)設計要領 H12.8 記載の変更 12 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説 河川ポンプ施設技術協会 12 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説 河川ポンプ施設技術協会 H27.2 R 2. 1 13 枚急排水ポンプ設備技術指針・解説 H 6.8 ポンプゲート式小規模排水機場設計マ H15.3 ニュアル(案) 道路トンネル技術基準(換気編)・同解 日本道路協会 H20.10 現行どおり 道路トンネル非常用施設設置基準・同 解説 R1.9 道路管理施設等設計指針(案)、道路管 日本建設機械化協会 H15.7 1 - 1 - 19積算上の注意事項 8/33

改定 NETISのリンク先が更新されたため 改正理由 現 行 現 行 改 正 備 ■更なるプレキャスト構造物の比較検討の推進 令和2年度工期短縮期間分の貨幣価値化比較を導入したところであるが、労働人 口減少を踏まえ、更なる現場作業の省力化を推進するため、設計段階における比較 検討を適切に実施する。 ・橋梁予備設計においては、プレキャスト工法を設計する比較案として選定する。 ・その他のコンクリート構造物においては、比較素の選定にあたり、プレキャス ト工法も加え検討する。 特記仕様書記載例 編章節条 見出し 特記及び追加仕様事項 【橋梁設計の場合】 1 6803 橋梁予備設計 (4) 橋梁形式比較案の選定 なお、設計する比較案 3 案にプレキャスト工法を 含まない場合は、プレキャスト工法の比較案を追加 すること。また、プレキャスト工法を比較案に選定 することによって、設計する比較案が 4 案になる場 合は、設計変更の対象とする。 【橋梁設計以外の場合】 8 1 6423 一般構造物予 2 (4) 比較形式選定 備設計 なお、比較形式の選定に当たって、プレキャスト 工法を検討に加え、比較案を選定すること 現行どおり 第5節 新技術について 5-1 新技術の検討 概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従 来技術に加えて、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技 術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検 討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況 を考慮して検討の対象に含めることとする。 また、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術(NETIS掲載期 間終了技術を含む) に加えて、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用し、 有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議の上、 採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。 なお、民間事業者等により開発された有用な新技術の現場への導入を一層推進す るため、テーマ設定型 (技術公募) によりとりまとめた「技術比較表」を新技術の 検討においては積極的に活用すること。なお、テーマ設定型(技術公募)の技術比 較表を公表した技術テーマは表5-1のとおりである。 ※新技術情報提供システム (NETIS) https://www.netis.mlit.go.jp/netis/ ※有用な新技術リスト一覧の検索方法について ※有用な新技術リスト一覧の検索方法について https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS/Files/Other/112/有用な新技術リスト 記載の変更 https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS/Files/Other/83/有用な新技術リスト 【230810 更新版】. xlsx 【221110 更新版】. xlsx ※テーマ設定型(技術公募)による「技術比較表」 https://www.netis.mlit.go.jp/netis/pubtheme/themesettings 1 - 1 - 21積算上の注意事項 9/33



改正理由

河川砂防技術基準の改定により (令和5年10月6日付公文書「国土交通省河川砂防技術基準設計編について」より)

行

改 定 現 行

備

記載の変更

正

(1) 「滑動、転動-層積み」モデル

上流端に位置する根固工であって、流体力による滑動、あるいは転動により部材の一連部分に移動を生じる。

現

設置面はほぼ平らであり、規則的に敷きならべられた状態を想定する。 異形ブロック層積の根固工が該当する。

流体力が部材のほぼ全体に作用し、上流端部の根固工や、凹凸の大きな 根固工では、滑動・転動の両方を想定した照査を行う。根固工の所要重量 は流速の6乗に比例するので、流速の変化に対し重量の変化が非常に大き い点に留意する。

滑動及び転動に対する安定条件より、根固工の所要重量は次式により与 えられる。

W> a
$$\left(\begin{array}{cc} \rho_w \\ \rho_b - \rho_w \end{array} \right)^3 \cdot \frac{\rho_b}{g^2} \cdot \left(\begin{array}{cc} V_d \\ \beta \end{array} \right)^6 \quad \cdots \quad \overrightarrow{x} (1.11)$$

ここで、 V_a には一般に代表流速 V_o を用いてよい。また、係数 a、 β は 部材の配置形状によって異なる。これらの値は、根固工の形状、部材の方向、配置形状に応じて、水理模型条件や現地の施工実績により求めることが望ましい。水理模型実験により数種類の異型コンクリートブロックについて求めた α 、 β を表1-4-3に参考として示す。

表1-4-3 異型コンクリートブロックの係数 a の参考値

ブロック種別	模型プロックの比重	a	β
対称突起型	$\rho_b / \rho_w = 2.22$	1. 2	1.5
平面型	$\rho_b / \rho_w = 2.03$	0.54	2.0
三角錐型	$\rho_b / \rho_w = 2.35$	0.83	1.4
三点支持型	$\rho_b / \rho_w = 2.25$	0.45	2.3
長方形	$\rho_b / \rho_w = 2.09$	0.79	2.8

部材の連結が確実であれば、 β を大きくとることができる。連結を確実にするためには、異形コンクリートプロック等を吊り下げることのできる 径の鉄筋を用いるとともに、鉄筋を固着しているコンクリート部分が破壊 にいたる引張り応力が作用しない構造とする必要がある。

(2) 「滑動、転動-乱積み」モデル

上流端部の部材、あるいは凹凸が大きく不規則に積み上げられた状態で 単独に扱うべき部材で、流体力による滑動・転動による移動が生じる。異 形プロック乱積みの根固工が該当する。

このモデルの安定性の照査式は、「滑動・転動ー層積み」モデルと同様である。式中に用いられる a は抗力係数、指力係数などによる係数であり、「滑動・転動ー層積み」モデルと変わらない。 β は一体性が認められる場合に $\beta > 1$ となるが、一体性の弱い乱積みでは $\beta = 1.0 \sim 1.3$ の範囲で設定するとよい。敷設個所が現況より深細れするおそれが強い場合など、安全性を高める場合には、 $\beta = 1.0$ とする。

(3) 「掃流-乱積み」モデル

面的に設置された部材に作用する流体力が限界掃流力を上回って、掃流状態(転動や 跳動)により移動する現象である。面的に密に敷き並べられ

2 - 1 - 87

➤ 現行どおり

W > a $\left(\begin{array}{c} \rho_w \\ \rho_b - \rho_w \end{array} \right)^3 \cdot \frac{\rho_b}{g^2} \cdot \left(\begin{array}{c} V_d \\ \beta \end{array} \right)^6 \quad \dots \quad \overrightarrow{\pi} (1.11)$

改

ここで、 V_a には一般に代表流速 V_o を用いてよい。また、 ρ_b は標準的 な無筋コンクリートの密度の値 (2.3t/a) 程度)を参考として良い。ただし、設計時に実重量に基づく密度が明らかなものはその値を用いてよい。 係数 a, β は部材の配置形状によって異なる。これらの値は、根固工の形状、部材の方向、配置形状に応じて、水理模型条件や現地の施工実績により求めることが望ましい。 水理模型実験により数種類の異形コンクリートブロックについて求めた α 、 β を表 1-4-3 に参考として示す。

表 1-4-3 異形コンクリートブロックの係数 a 及び β の参考値

ブロック種別	a	β
対称突起型	1.2	1.5
平面型	0.54	2.0
三角錐型	0.83	1.4
三点支持型	0.45	2. 3
長方形	0, 79	2, 8

┣ 現行どおり

積算上の注意事項

11/33

改定 設計要領改定のため発行年月を修正 改正理由 現 行 行 改 正 備 第3章 水 門 第1節 総 説 ─ 現行どおり 水門の設計に際しては「河川砂防技術基準調査編、計画編、設計編」、「河川 管理施設等構造令」(昭和51年 政令第199号)、「同規則」(省令13号) に準 じて設計すること。 また、ゲートの詳細については、下記指針、基準等によるものとする。 (1) ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準 (案) (平 記載の変更 成 27 年 国十交诵省) (2) 機械工事塗装要領 (案)・同解説 (平成 22 年 4 月 総合政策局建設施工企画 (2) 機械工事塗装要領(案)·同解説(令和3年2月 総合政策局建設施工企画課) (3) ダム・堰施設技術基準(案) (平成28年3月 国土交通省) (4) 水門・樋門ゲート設計要領(案)(平成13年12月(社)ダム・堰施設技術協会) (5) ゲート用開閉装置 (機械式) 設計要領 (案) (平成 12 年8月 (社)ダム・堰 施設技術協会) (6) ゲート用開閉装置 (油圧式) 設計要領 (案) (平成 12 年 6 月 (社)ダム・堰 施設技術協会) 本節は、水門を新設或いは改築する場合の設計に適用する。 本節は、水門を新設或いは改築する場合の設計に適用する。ただし、既設の 水門の安全性能の照査にも構造形式や現地の状況等に応じ必要かつ適切な補正 現行どおり を行ったうえで準用することができる。 水門と堰との区別は、堤防の機能を有しているかどうかで定まる。河口付近 に河川を横断して設ける高潮の遡上を防止するための施設は、河口堰と外見は ほとんど変わらなくても、水門(防潮水門)である。また、放水路等の分派点 に設ける分流施設には、堰と称すべきものと水門と称すべきものがある。計画 高水流量が流下するときにゲートを全閉する施設は水門、計画高水流量が流下 するときに分流する施設は堰であり、水門と堰では河川管理施設等構造令の適 用が異なる。 また、当該施設の横断する河川又は水路が合流する河川(本川)の堤防を分 断して設けるものは水門、堤体内に函渠を設けるものは樋門であり、水門と樋 門とでは河川管理施設等構造令の適用が異なる。施設の設置に当たっては、用 途、施設規模、施工性、経済性等を考慮して水門と比較検討のうえ施設形式を 決定する。通常、支川がセミバック堤(半背水堤)の場合は水門を採用し、自 己流堤の場合は樋門を採用することが多い。 2 - 3 - 1積算上の注意事項 12/33 改正理由

参考文献(アスファルト舗装の詳細設計・修繕設計便覧)の新規発刊に伴う修正

行

改 定 ------現 行

備

正

現 第3章 舗 装

第1節 適 用

- 本基準は中国地方整備局が施工するアスファルト及びコンクリートによる道路舗装の設計に適用するものとし、道路の維持修繕に関する設計は、第9章道路維持修繕によるものとする。
- 2. 舗装工種及び種類の採択に当っては道路の性格,地域的条件,施工性,維持補修 及び経済性等の諸条件について十分検討し決定すること。
- 3. 本基準の参考文献は下表の通りであるので参考にされたい。なお、指針類が改訂 された場合、改訂された指針類に従う。

区分	図書名	発行時期	発行所
舗装	舗装の構造に関する技術基準・同解説	平成13年 9月	(社)日本道路協会
	舗装設計施工指針	平成18年 2月	n
	舗装設計便覧	平成18年 2月	"
	舗装施工便覧	平成18年 2月	n
	舗装再生便覧	平成22年12月	"
	アスファルト混合所便覧	平成 8年10月	n
	道路維持修繕要綱	昭和53年 7月	n
	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	平成 4年12月	"
	舗装性能評価法 -必須および主要な性能指標の評価法編-	平成18年 1月	11
	舗装試験法便覧	昭和63年11月	"
	舗装試験法便覧別冊(暫定試験方法)	平成 8年10月	"
	舗装調査·試験法便覧(全4分冊)	平成31年 3月	"
	舗装性能評価法 別冊	平成20年 3月	n
	排水性舗装技術指針(案)	平成 8年11月	n
	セメントコンクリート舗装要綱	昭和59年 2月	"
	路上再生路盤工法技術指針(案)	平成8年 1月	"
	路上表層再生工法技術指針(案)	昭和63年12月	"
	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	平成 2年11月	"
	プラント再生舗装技術指針(案)	平成 4年12月	"
土工	道路土工要綱	平成21年 7月	n
	道路土工一排水工指針	昭和62年 9月	n
	道路土工一土質調査指針	昭和61年11月	n
橋梁	道路橋示方書·同解説(I~V)	平成29年11月	"
	鋼道路橋塗装·防食便覧	平成26年 5月	n
	道路橋床版防水便職	平成19年 4月	n

区分 図書名 発行時期 発行所 舗 装 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (社)日本道路協会 平成13年 9月 舗装設計施工指針 平成18年 2月 舗装設計便覧 平成18年 2月 11 舗装施工便覧 平成18年 2月 舗装再生便覧 平成22年12月 11 アスファルト混合所便覧 平成 8年10月 昭和53年 7月 " 道路維持修繕要綱 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成 4年12月 舗装性能評価法 " 平成18年 1月 - 必須および主要な性能指標の評価法編-舗装試験法便覧 昭和63年11月 舗装試験法便覧別冊(暫定試験方法) 平成 8年10月 ,,, 舗装調査·試験法便覧(全4分冊) 平成31年 3月 舗装性能評価法 別冊 平成20年 3月 " 排水性舗装技術指針(案) 平成 8年11月 " セメントコンクリート舗装要綱 昭和59年 2月 11 路上再生路盤工法技術指針(案) 平成8年 1月 路上表層再生工法技術指針(案) 昭和63年12月 転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成 2年11月 11 プラント再生舗装技術指針(案) 平成 4年12月 アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧 令和 5年 3月

改

現行どおり

- 現行どおり

3 - 3 - 1

積算上の注意事項

13/33

記載の追加

改定 参考文献(アスファルト舗装の詳細設計・修繕設計便覧)の新規発刊に伴う修正 改正理由 現 行 現 行 改 Æ 備 第2節 設計の考え方 第2節 設計の考え方 2-1 概 説 2-1 概 説 舗装の計画とは、舗装の新設、改築、維持または修繕を実施するために、それらの 舗装の計画とは、舗装の新設、改築、維持または修繕を実施するために、それらの 設計,施工の基本的な条件や目標を立案し設定することをいう。 設計、施工の基本的な条件や目標を立案し設定することをいう。 具体的には、安全、円滑かつ快適な交通を確保するため、道路の状況および沿道の 具体的には、安全、円滑かつ快適な交通を確保するため、道路の状況および沿道の 状況を調査したうえ、路面の機能、舗装のライフサイクルコスト、環境の保全と改善 状況を調査したうえ、路面の機能、舗装のライフサイクルコスト、環境の保全と改善 などを勘案し、道路利用者および沿道住民の多様な要請に応じて適切に舗装の性能を などを勘案し、道路利用者および沿道住民の多様な要請に応じて適切に舗装の性能を 設定する。 設定する。 また、供用後は適切な維持管理を行って路面の機能の保持に努めるものとし、さら また、供用後は適切な維持管理を行って路面の機能の保持に努めるものとし、さら に、舗装に破損が生じた場合には原因を究明し、すみやかに舗装の維持、修繕の実施 に、舗装に破損が生じた場合には原因を究明し、すみやかに舗装の維持、修繕の実施 を計画する。 記載の追加 修繕設計にあたっては、「アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧」に基づき、 2-2 舗装の構成と役割 詳細調査、設計を行う。 2-2-1 舗装の構成 舗装の基本的な構造は図3-2-1に示すとおりであり、舗装には対象となる道路 の条件に応じて多種多様な材料が用いられ、そして各層の厚さは路床(原地盤)の条 件に応じて構成される。このように舗装は一般的に原地盤の上に築造されるが、原地 盤のうち舗装の支持層として構造計算に用いる層を路床といい、その下部を路体とい う。また原地盤を改良し、構造計算上、交通荷重の分散効果を期待する場合には、そ の改良した層を構築路床、その下部を路床(原地盤)といい、合わせて路床という。 アスファルト舗装は、図3-2-2に示すように、表層、基層および路盤とからな り、構築路床、路床(原地盤)上に構築される。なお、舗装の保護および予防的維持 を目的として表面処理層が施される場合や、摩耗およびすべりに対処するために表層 上に摩耗層を設ける場合がある。 現行どおり 表層 舗装 路盤 1/4 //4 //4 //4 路床 (原地盤) 路 図3-2-1 舗装の基本的な構成 3 - 3 - 2積算上の注意事項

14/33

改定 参考文献(アスファルト舗装の詳細設計・修繕設計便覧)の新規発刊に伴う修正 改正理由 現 行 現 行 改 Œ 備 第6節 アスファルト舗装の構造設計 6-1 概 説 構造設計とは、設計した構造設計条件にしたがって所定の性能を満足するように舗 装各層の構成、すなわち、各層の材料と厚さを決定するものであり、設定された性能 を満足するものであれば、使用材料および設計方法の選定は自由である。なお、アス ファルト舗装において下層の保護を目的とした表面処理層を勘案して、舗装の構造層 として扱うかどうかを判断する。 現行どおり 舗装全層にわたる性能としては、疲労破壊輪数のように疲労破壊抵抗性が必須項目 となるが、今後は、その他の多種多様な性能に対応した構造設計も求められると考え られる。ここでは、必須の性能である疲労破壊輪数 (疲労破壊抵抗性) を満足する構 造設計方法について述べる。 6-2 アスファルト舗装の構造設計 6-2-1 構造設計方法 アスファルトコンクリート舗装は、「舗装の構造に関する技術基準」の別表 アスファルトコンクリート舗装は、「舗装の構造に関する技術基準」の別表 記載の変更 1に示されたTA法により構造設計を行うことを標準とする。 1に示されたT △法により構造設計を行うことが一般的である。 舗装は、構造全体で疲労破壊輪数を満足する耐荷力を有する必要がある。 舗装は、構造全体で疲労破壊輪数を満足する耐荷力を有する必要がある。 「舗装の構造に関する技術基準」の別表1に示されたTA法により構造設計され 「舗装の構造に関する技術基準」の別表1に示されたTA法により構造設計され たアスファルト舗装は、必要な疲労破壊輪数を有すると認められているため、あ たアスファルト舗装は、必要な疲労破壊輪数を有すると認められているため、あ らためて疲労破壊輪数を確認する必要はない。 らためて疲労破壊輪数を確認する必要はない。 なお,多層弾性理論など理論的設計方法を適用しても良いが,TA法以外で設計 なお,多層弾性理論など理論的設計方法を適用しても良いが, TA法以外で設計 された舗装の場合は、疲労破壊輪数を別途確認する必要がある。しかし、疲労破 された舗装の場合は、疲労破壊輪数を別途確認する必要がある。しかし、疲労破 壊輪数を確認する方法は、現在のところ過去の実績による方法と、土木研究所の 壊輪数を確認する方法は、現在のところ過去の実績による方法と、土木研究所の 舗装走行実験場での荷重車による促進載荷試験しか無く、この試験方法において 舗装走行実験場での荷重車による促進載荷試験しか無く、この試験方法において も疲労破壊輪数により数ヶ月から数年の試験期間を要するため、過去の実績によ も疲労破壊輪数により数ヶ月から数年の試験期間を要するため、過去の実績によ って疲労破壊輪数が確認されている場合をのぞき、現実には疲労破壊輪数を確認 って疲労破壊輪数が確認されている場合をのぞき、現実には疲労破壊輪数を確認 することは難しいのが実態である。 することは難しいのが実態である。 6-2-2 舗装構成の決定 TA法は、路床の支持力と舗装計画交通量から必要とされる等値換算厚を求め、 現行どおり この等値換算厚を下回らないように舗装構成を決定する方法であり、同法による 構造設計の具体的な手順は図3-6-1に示すとおりである。 3 - 3 - 35積算上の注意事項 15/33

改定 R5年度発出事務連絡を反映した修正 改正理由 (R5.9.6付事務連絡 道路橋の床版防水層の設計・施工について) 現 行 現 行 改 正 備 2) 混合物の空隙率が大きいため、雨水、日光、空気等による劣化を受けやすい ので、配合設計においてはできるだけバインダーの膜厚を厚くすることが望ま しく、一般的に高粘度改質アスファルトが用いられている。なお、排水性舗装 用混合物の配合設計は「排水性舗装技術指針(案)」に準じる。 3) 排水性舗装は、供用開始後その空隙にごみ、土砂などが侵入して空隙詰まり を起こすと機能が低下するので、定期的に機能を回復させる維持管理を行うと ともに、周辺の土砂が流入しないように処置を講じる。 4) 縦断勾配の大きな急坂路に適用した場合、坂の下部において水の噴出、また は、水たまりができることがあるので、このような場所で適用する場合は、坂 路途中で路肩の排水構造へ水を流出させる等の排水対策を別途検討する。 5) 排水性舗装は、交差点部や重車両の出入り口などのタイヤによるねじり現象 が発生する箇所、舗装の施工ジョイント部、タイヤチェーン装着車両が走行す る場所、空隙率が20%より大きい混合物を使用した箇所などでは、骨材が飛散 現行どおり しやすい。このような箇所には、混合物の空隙率を小さくしたり、特殊なバイ ンダーを用いたりする対策や樹脂を表面に含浸させたり、透水性の樹脂モルタ ルを表面空隙に充填し排水性舗装の上層部分を強化させるなどの対策をとり、 骨材の飛散を防止することもある。 (4) 舗装構造 排水性舗装の標準舗装構成は、次のとおりとする (舗装計画交通量 1,000 台/ 日・方向以上)。なお、構造設計は、排水性舗装の等値換算係数を 1.00 としてTA ① 土工部 (標準型) 表層 ポーラスアスファルト(13) 基層 (中間層) 再生粗粒As改質 I 型 (20) 再生粗約As改質 I 型 (20) タックコート (ゴム入り) (PKR-T) 0.4 ℓ / m² ※以下の層は標準舗装構成と同じ ※耐骨材飛散を規定する場合は,空隙率17%とする。 ※上記以外の場合は、空隙率20%とする。 ② 橋梁部 (CO 床版) ② 橋梁部 (CO 床版) 記載の変更 表層 ポーラスアスファルト(13) 表層 ポーラスアスファルト(13) 基層 (レベリング層) 再生密粒As改質Ⅱ型 (20) 基層 (レベリング層) 再生密粒As改質Ⅱ型 (20) クックコート (ゴム入り) (PKR-T) 0.4ℓ/㎡ タックコート(ゴム入り) (PKR-T) 0.4 ℓ / m² コンクリート床版 防水層(シート防水) ※耐骨材飛散を規定する場合は,空隙率17%とする。 ※上記以外の場合は,空隙率20%とする。 ※耐骨材飛散を規定する場合は,空隙率17%とする。 ※上記以外の場合は,空隙率20%とする。 接着層 接着層 削除 ③ 橋梁部(鋼床版) 表層 ポーラスアスファルト(13) 基層 (レベリング層) グースアスファルト - 現行どおり タックコート (ゴム入り) (PKR-T) 0.4 ℓ / m² 接着層 ※耐骨材飛散を規定する場合は,空隙率17%とする。 ※上記以外の場合は,空隙率20%とする。 3 - 3 - 43積算上の注意事項 16/33 改正理由

R5年度発出事務連絡を反映した修正 (R5.9.6付事務連絡 道路橋の床版防水層の設計・施工について)

行

改定

現 行

備

記載の変更

9-3 防水層の選択基準

防水層の選択基準は、適用現場の床板、交通、道路構造、気象などの諸条件が一様ではないので画ー 的に決定できるものではないが、防水層を施工するにあたっては、これらの条件と舗装の補修時期や防 水層施工の難易などを検討して、防水層施工の可否および最適な防水層を選択することが重要である。 一般的には表3-9-6にコンクリート床板防水層の選択基準の目安を示しているのでこれを参考にするととい。

現

また、防水層の選択にあたっては、その品質性状も加味しなければならない。これについては、表3 -9-2防水層の品質基準を参照するとよい。

表3-9-6 コンクリート床版防水層の選択基準の目安

道路区分	選択条件	要	E	1	防水層の選択基準の目安
	舗装撒去	防水層	施工後の	養生	・工程的に十分な時間がとれない場合が多いので、養生時間の短いものを選ぶ必要がある。
	床版面	床版	表面のオ	大態	・舗装打換え時の施工などではコンクリー ト床販表面に凸凹を生じている場合が多 い。したがって、床版面の不陸に対する 施工性の良いものを選ぶ必要がある。
車 道	交通条件	重交	通路	線	せん断強度の高いものを選ぶことが望ましい。
平 坦	道路構造	曲坂	線	部路	・車両による遠心力や加速、制動に伴うせん断力が大きいことを考慮し、せん断強度の高いものを選ぶことが望ましい。
	気象条件	貀	BÉ	地	・夏期の路面温度を考慮し、せん断強度および引張接着強度とも高いものを選ぶことが望ましい。
	双张积 计	寒	冷	地	・冬期の路面温度を考慮し、低温時のせん 断強度および伸び、引張接着強度の高い ものを選ぶことが望ましい。
步 道		_			 ・車直に比べて舗装厚が薄くなるので、ブ リスタリングが生じ易くなる。したがっ て、これらの現象が生じにくいものを選 ぶ必要がある。 ・

3 - 3 - 94

9-3 防水層の選択基準

防水層の選択基準は、適用現場の床版、交通、道路構造、気象などの諸条件が一様ではないので画ー的に決定できるものではないが、防水層を計画するにあたっては、これらの条件と舗装の補修時期や防水層施工の難易などを検討して、防水層施工の可否および最適な防水層を選択することが重要である。一般的には表3-9-6にコンクリート床版防水層の選択基準の目安を示しているのでこれを参考にするとよい。

なお、防水層の設計・施工にあたっては、以下(1)、(2)の条件を満足するものの中から、特段例、9.6 付事務 理由がない場合において、床版防水層の候補が複数となる場合は、経済性を比較検討して最も経済的**連**絡 道路橋 材料を選定する。 の床版防水層

正

- (1) 道路橋床版防水便覧の表-4.2.1にある基本照査と要領類の確認を満足するものとする。 の設計・施工
- (2) 施工条件に応じて実施する追加照査を同表より適宜選定し、選定した照査項目は満足するもあついてとする。

表3-9-6 コンクリート床版防水層の選択基準の目安

道路区	分 選定条件	要因	床版防水層選定の目安
		養生も含め た施工時間	・工程的に十分な時間がとれない場合が多いので、養 生時間の短いものを選ぶ必要がある。
	舗装撤去 床版面	床版表面の 状態	・舗装打換え時の施工などではコンクリート床版表面 に凹凸を生じている場合が多い。したがって、床版面 の不陸に対する施工性の良いものを選ぶ必要がある。
	交通条件	重交通路線	・せん断強度など、耐荷性の高いものを選ぶことが望ましい。
車 道	道路線形	曲線部、 坂路	・車両による遠心力や加速、制動に伴うせん断力が大きいことを考慮し、せん断強度及び引張接着強度の高いものを選ぶことが望ましい。
	気象条件	温暖地	・夏季の路面温度を考慮し、せん断強度及び引張接着 強度とも高いものを選ぶことが望ましい。 ・舗装にブリスタリングなどの悪影響を及ぼさないも のが望ましい。
		寒冷地	・冬季の路面温度を考慮し、低温時のせん断強度及び 変位量、引張接着強度の高いもを選ぶことが望まし い。
歩 道	-	_	・車道に比べて舗装厚が薄くなるので、ブリスタリン グが生じ易くなる。したがって、これらの現象が生じ にくいものを選ぶ必要がある。・舗装撤去床版面に対する考え方は車道と同じである。

積算上の注意事項

17/33

改定 ページ数の変更 改正理由 現 行 行 改 正 2-6-2 橋の耐荷性能 3-5-37 2-6-4 橋の使用目的との整合を満足するために必要なその他性能 $\cdots 3-5-45$ 2-7-1 調査 $\cdots 3-5-46$ 2-7-2 調査の種類 3-5-46 _ 現行どおり 2-8 橋梁計画 3-5-67 2-8-1 架橋位置と形式の選定 $\cdots 3-5-67$ 2-8-3 基本計画 3-5-70 (1) 橋長 3-5-70 (4) 跨線橋 3-5-90 2-8-4 橋種の選定 …… 3-5-92 2-9 設計 3-5-96 2-9 設計 3-5-99 2-9-3 構造設計上の配慮事項 …… 3-5-99 2-9-3 構造設計上の配慮事項 …… 3-5-96 2-9-4 設計図書に記載すべき事項 … 3-5-101 2-9-4 設計図書に記載すべき事項 …… 3-5-98 2-10 施工 3-5-99 2-10 施工 3-5-102 2-11 新設橋梁の設計・施工の留意事項 ----- 3-5-100 2-11 新設橋梁の設計・施工の留意事項 ------ 3-5-103 2-11-1 下部工 3-5-103 (1) 橋座面の構造 3-5-103 2-11-2 上部工 3-5-102 2-11-2 上部工 3-5-105 (1) 床版ハンチの構造 3-5-102 (1) 床版ハンチの構造 3-5-105 (2) コンクリート剥落防止対策 …… 3-5-102 (2) コンクリート剥落防止対策 …… 3-5-105 (3) コンクリート橋の桁端部構造 3-5-104 (3) コンクリート橋の桁端部構造 3-5-107 (4) 鋼橋の桁端部構造 3-5-106 (4) 鋼橋の桁端部構造 3-5-109 (5) 鋼橋の防食耐久性に配慮した構造 3-5-108 (5) 鋼橋の防食耐久性に配慮した構造 …… 3-5-111 (6) 耐候性鋼材の細部構造 3-5-114 (6) 耐候性鋼材の細部構造 3-5-117 2-11-3 橋梁付属物 3-5-120 2-11-3 橋梁付属物 3-5-117 (1) 鋼橋の支承取替え構造 3-5-120 (1) 鋼橋の支承取替え構造 3-5-117

(2) 排水管の構造 3-5-117

(3) 点検施設(検査路) 3-5-120

積算上の注意事項

-2-

18/33

 (2) 排水管の構造
 3-5-120

 (3) 点検施設 (検査路)
 3-5-123

備

記載の変更

改正理由

積算上の注意事項

ページ数の変更

改 定 -----現 行

	現	行		改	正	備	7
第3節	下部工	······ 3 - 5 - 123	211	下部工			
3 - 1	設計一般	3-5-123		設計一般			
3 - 2	使用材料	3-5-132		使用材料		÷⊐ ±₽.	<i>ന</i> ഷം
	側方移動			側方移動		記載の	の変
	圧密沈下を生じる地盤中の基礎			圧密沈下を生じる地盤中の基礎			
	橋台・橋脚の設計			橋台・橋脚の設計			
3 - 6	構造細目	3-5-144	3-6	構造細目	······ 3 - 5 -147		
3 - 7	鋼製橋脚	3-5-153	3 – 7	鋼製橋脚	3 - 5 - 156		
第4節	鋼橋	3-5-155	第4節	鋼橋	3-5-158		
4 - 1	鋼橋一般	3-5-155	4 - 1	鋼橋一般	3 - 5 -158		
4 - 2	設計一般	3-5-162	4 - 2	設計一般	3-5-165		
4 - 3	基本構造	3-5-166	4 - 3	基本構造	3-5-169		
4-4	床版	3-5-168	4 - 4	床版	3-5-171		
4 - 5	防錆	3-5-175	4 - 5	防錆	3-5-178		
4 - 6	足場用吊金物	3-5-177	4 - 6	足場用吊金物	3-5-180		
4 - 7	橋面排水	3-5-178	4 - 7	橋面排水	3 - 5 - 181		
第5節	P C 橋	3-5-189	第5節	P C 橋	······ 3 - 5 - <u>192</u>		
5 - 1	P C 橋橋梁形式	3-5-189	5 - 1	P C 橋橋梁形式	······ 3 - 5 - 192		
5 - 2	P C橋一般	3-5-198	5 - 2	P C橋一般	······ 3 - 5 - 192		
5 - 3	材料	3-5-198	5 — 3	材料	····· 3 - 5 - 192		
5 - 4	プレテンション桁橋とポストテンション桁橋の標準構造	3-5-199	5 - 4	プレテンション桁橋とポストテンション桁橋の標準構造	3 - 5 - 202		
5 - 5	斜橋およびばち橋の標準構造等	3-5-208	5 - 5	斜橋およびばち橋の標準構造等	3 - 5 - 2 11		
5 - 6	中間支点部を連結又は連続構造とする桁橋	3-5-212	5 - 6	中間支点部を連結又は連続構造とする桁橋	3 - 5 - 2 15		
5 - 7	合成桁橋	3-5-216	5 - 7	合成桁橋	3 - 5 - 2 19		
5 - 8	腹圧力	3-5-219	5 - 8	腹圧力	····· 3 − 5 − <u>222</u>		
5 - 9	床版橋	3-5-220	5 — 9	床版橋	····· 3 − 5 − 223		
5-10	橋面排水	3-5-223	5-10	橋面排水	3 - 5 - 226		
5-11	足場工	3-5-234	5-11	足場工	3 - 5 - 237		
第6節	諸構造	3-5-237	第6節	諸構造	······ 3 - 5 - 240		
6 - 1	支承部	3-5-237	6-1	支承部	3 - 5 - 240		
6 - 2	地覆	3-5-242	6-2	地覆	3 - 5 - 245		
6 - 3	橋梁用防護柵	3-5-244	6-3	橋梁用防護柵	3-5- 247		
6 - 4	落下物防止施設	3-5-248	6 - 4	落下物防止施設	3-5-251		
6 - 5	中央分離帯転落防止網	3-5-251	6-5	中央分離帯転落防止網	3 - 5 - 254		
6 - 6	伸縮装置	3-5-253	6-6	伸縮装置	3 - 5 - 257		
6 - 7	歩道	3-5-259	6 - 7	歩道	3 - 5 - 262		
6 - 8	橋名板	3-5-259	6-8	橋名板	····· 3 - 5 - 262		
	-3-						

改正理由

積算上の注意事項

ページ数の変更

改 定 ——— 現 行

		- 5t 1 J	
現	行	改正	備。
第7節 耐震設計	3-5-260	第7節 耐震設計 3-5-265	
7-1 耐震設計の基本方針	3-5-260	7-1 耐震設計の基本方針 3-5-263	
7-2 橋の耐荷性能の照査	······ 3 - 5 -261	7-2 橋の耐荷性能の照査 3-5-264	
7-3 橋に作用する地震動の特性値	3-5-263	→ 7-3 橋に作用する地震動の特性値 ····································	記載の変
7-3-1 地震動の特性値の設定	3 - 5 - 263	7-3-1 地震動の特性値の設定 ······ 3-5-266	
7-3-2 地域別補正係数	3-5-264	7-3-2 地域別補正係数 ····· 3-5-267	
7-3-3 耐震設計上の地盤面	······ 3 - 5 -265	7-3-3 耐震設計上の地盤面	
7-3-4 耐震設計上の地盤種別	······ 3 - 5 - 266	7-3-4 耐震設計上の地盤種別	
7-3-5 耐震設計上の基盤面	······ 3 - 5 -267	7-3-5 耐震設計上の基盤面	
7-4 構造解析手法	······ 3 - 5 - 268	7 - 4 構造解析手法 3 - 5 - 271	
7-4-1 一般	······ 3 - 5 - 268	7-4-1 一般 3-5-271	
7-4-2 動的解析	······ 3 - 5 -269	7-4-2 動的解析	
7-4-3 静的解析	······ 3 - 5 -271	7-4-3 静的解析	
7-5 鉄筋コンクリート橋脚の破壊形態の判定	······ 3 - 5 -272	7-5 鉄筋コンクリート橋脚の破壊形態の判定 ····· 3-5-275	
7-6 免震設計	······ 3 - 5 -273	7-6 免震設計	
7-7 落橋防止システム	······ 3 - 5 -275	7-7 落橋防止システム	
7-8 鉄筋コンクリート橋脚の塑性変形能を確保するための構造細目	······ 3 - 5 -282	7-8 鉄筋コンクリート橋脚の塑性変形能を確保するための構造細目 ····· 3-5-285	
7-9 鋼製橋脚における塑性変形能を確保するための構造細目	······ 3 - 5 -285	7-9 鋼製橋脚における塑性変形能を確保するための構造細目 ····· 3-5-288	
7-10 既設道路橋の耐震性能照査及び耐震補強設計について	3-5-286	7-10 既設道路橋の耐震性能照査及び耐震補強設計について ····· 3-5-289	
第8節 参考資料	3 - 5 -291	第8節 参考資料	
8-1 参考図書	3 - 5 -291	8-1 参考図書 3-5-294	
8-2 概算数量、概算工事費参考資料	3 - 5 -292	8-2 概算数量、概算工事費参考資料 3-5-295	
8-3 参考図	3 - 5 -293	8-3 参考図 3-5-296	
8-3-1 機械式鉄筋定着工法配筋図例	3 - 5 -293	8-3-1 機械式鉄筋定着工法配筋図例 ····· 3-5-296	
8-3-2 場所打ち杭配筋図例(無溶接工法)	3-5-303	8-3-2 場所打ち杭配筋図例(無溶接工法) 3-5-306	
-4-			

改定 道路橋の設計における諸課題に関わる調査(2018-2019)に伴う修正 改正理由 現 行 現 行 改 Æ が、特に異なる期間とする理由もないことから、同じにしている。 2) 橋の耐久性能に関する照査のための参照期間 部材等の耐久性能に関わる照査においては、作用効果の累積の影響を評価する ための期間が耐久性能に関わる設計のための参照期間であり、道路橋示方書では、 部材等の設計耐久期間が参照期間として用いられる。 ・ 橋の耐荷性能に関する照査のための参照期間と橋の耐久性能に関する照査のた 現行どおり めの参照期間が異なることもあり得るものとしている。 3) 部材等の設計耐久期間を橋の設計供用期間より短くした場合の留意点 部材等の設計耐久期間を設定する際に橋の設計供用期間よりも短くした場合で も、橋又は部材等の耐荷性能の照査に用いる作用の組合せは橋の設計供用期間に 対して評価したものから変更しないことが原則であることに留意する。 2-2-3 架橋位置特有の条件 2-2-3 架橋位置特有の条件 架橋位置特有の条件は、設計の基本方針、架橋位置と橋の形式や各部材の設計 平成 29 年 架橋位置特有の条件は、設計の基本方針、架橋位置と橋の形式や各部材の設計 平成 29 年 方針、詳細設計条件等に反映される必要がある。そのため設計にあたっては、計 道路橋示方書 方針、詳細設計条件等に反映される必要がある。そのため設計にあたっては、計 道路橋示方書 画段階を含め、設計に関わりのある架橋予定地点及びその周辺特有の状況に関す に基づく道路 画段階を含め、設計に関わりのある架橋予定地点及びその周辺特有の状況に関す に基づく道路 る条件およびその設定の根拠となった各種の調査の結果については確認しておく 橋の設計 る条件およびその設定の根拠となった各種の調査の結果については確認しておく 橋の設計 こととなる。そして、設計計算書には設計との関わりにおいてこれらの架橋位置 計算例(H30, 6) こととなる。そして、設計計算書には設計との関わりにおいてこれらの架橋位置 計算例(H30, 6) 特有の条件を明示しておくこととなる。 特有の条件を明示しておくこととなる。 なお、道路橋の場合、設計着手前に入手できている各種の調査結果を反映して なお、道路橋の場合、設計着手前に入手できている各種の調査結果を反映して 道路橋の設 設計計算を進めても、適切な設計を行うための情報を得るために追加の調査が必 設計計算を進めても、適切な設計を行うための情報を得るために追加の調査が必 計における 要となったり、何らかの理由で行われた調査等によって設計に関わる追加の情報 要となったり、何らかの理由で行われた調査等によって設計に関わる追加の情報 諸課題に関 が得られることもある。さらには施工段階に設計の妥当性や適切性に関わる新た が得られることもある。さらには施工段階に設計の妥当性や適切性に関わる新た わる調査 な情報が得られることもある。 な情報が得られることもある。 (2018-2019) このような場合には、必要に応じて設計の見直しや修正の要否の検討が行われ このような場合には、必要に応じて設計の見直しや修正の要否の検討が行われ P1-33~34 たり、設計そのものが見直されることもある。作成しようとしている設計計算書 たり、設計そのものが見直されることもある。作成しようとしている設計計算書 と直接的に関係のあるこれらの新たな情報との関係についても、可能な限り記載 と直接的に関係のあるこれらの新たな情報との関係についても、可能な限り記載 しておくことが必要である。 しておくことが必要である。 道路橋の設計において、設計内容に関わる主な架橋位置特有の条件には以下の 道路橋の設計において、設計内容に関わる主な架橋位置特有の条件、構造形式 ようなものがある。 や構造諸元が大きく影響を受ける項目(リスク項目)には以下のようなものがある。 ■ 路線条件 ・交通状況(将来交通量、大型車交通量) · 交通状況 (将来交通量、大型車交通量) ・将来計画(拡幅予定の有無、付属施設の設置など) ・将来計画(拡幅予定の有無、付属施設の設置など) ・交差物件(道路、鉄道、河川、水路など) ・交差物件(道路、鉄道、河川、水路など) など ■ 自然環境条件 ■ 自然環境条件 腐食環境(地理的条件、飛来塩分など) ・腐食環境(地理的条件、飛来塩分など) 気象条件(温度、積雪、降雨量、風況など) 気象条件(温度、積雪、降雨量、風況など) ・地形・地質条件(軟弱地盤、液状化が生じる地盤、斜面崩壊等の発生、 ・地形・地質条件(支持層の位置、軟弱地盤や転石や被圧水などの存在、 断層など) 軟弱地盤対策の必要性、液状化が生じる地盤、斜面崩壊等の発生、斜面

地盤変動

積算上の注意事項

・河相(流況、過去の流心や河床の変動など)

3 - 5 - 17

21/33

対策の必要性、断層など)

備

記載の変更

改正理由

道路橋の設計における諸課題に関わる調査(2018-2019)に伴う修正

改 定 ______ 現 行

改定 道路橋の設計における諸課題に関わる調査(2018-2019)に伴う修正 改正理由 現 行 現 行 改 Æ 備 基礎の直下の強度だけでなく、広い範囲の地層や角型等を調査し ・変形等の生じにくい基礎を選定(例:組杭深礎基礎(複数列)) 注)斜面安定対策(地すべり初止抗等)は別途実施 現行どおり 図 5-2-17 基礎の支持層の設定及び基礎形式・形状の選定に関する留意点 4) 津波への配慮 ・地震時の津波によって、浸水が予想される地域の橋の設計においては、地域の 防災計画と整合して被災時の避難経路、救援や復旧活動などに支障をきたすこ とがなく、それぞれの橋に求められる性能が発揮できるように架橋位置や構造 形式等に配慮を行うこと。 ・津波に対して影響を受けない橋の形式選定は、想定される津波高さの調査結果 に基づき、津波が上部構造に達しないように桁下高さを確保すること等が該当 5) その他配慮事項 5) その他配慮事項 ・連続形式を選定するなど、走行上の快適性等に配慮した形式を選定する。 ・連続形式を選定するなど、走行上の快適性等に配慮した形式を選定する。 ・架橋位置は、大規模な構造物に近接しないようにする。 ・架橋位置は、大規模な構造物に近接しないようにする。 ・渡河橋は、支川合流点、河床勾配変化点、水衝部等の治水上障害となる付近は ・渡河橋は、支川合流点、河床勾配変化点、水衞部等の治水上障害となる付近は 避ける。 ・設計内容に関わる主な架橋位置特有の条件、構造形式や構造諸元が大きく影響 道路橋の設 記載の追加 を受ける項目(リスク項目)について整理した内容の対応方針の検討を行う。 諸課題に関 方針の検討の方法に標準的なものはなく、個別に方法を検討する。このとき、 検討にあたって参考にできる観点として、以下のものが挙げられる。 わる調査 Ex:架橋位置や形式の選定に反映させる事項や、その後の設計や施工の中で (2018-2019) 対応すべき事項、設計や施工、又は、供用後に事象が起きた時点で対応 する事項などにわけたうえで、それぞれ対応方針を整理することが考え Ex: 各リスク項目に対して、設計、施工、供用の期間においてそれが生じる 可能性・頻度と、その項目が生じたときの対応に必要な予算や期間や社 会に与える影響の関係で評価し、対応方針を整理することが考えられる。 ・地盤に係わるリスク、豪雨・洪水、津波・漂流物など、構造形式の選定におい てできるだけ配慮することでその影響を低減できるリスク項目や、架橋位置の 選定によってそれが避けられるリスク項目については、影響を低減できる構造 形式の選定や、リスク項目を避けられる架橋位置などによる対応を取ることを 基本的な対応方針とする。 3 - 5 - 69積算上の注意事項 23/33

改定 近年の設計打合せを踏まえて追記 改正理由 現 行 現 行 改 正 備 4) 床版形式を比較しているか ・Meで床版形式の比較検討を行っていない事例が多く見受けられる。RC床 版、PC床版、鋼コンクリート合成床版、グレーチング床版など様々な形式が あるため比較検討を行うこと。 5) 架設方法を踏まえて比較しているか ・架設物 (ベント等) を減らすため橋梁本体 (板厚を厚くするなど) で対応する よう設計している事例が見受けられる。架設方法は任意であるため過度な設計 にならないように留意すること。 6) 既存橋梁との整合性を図っているか 4車化に伴う橋梁設計を行う際に既存橋梁との整合性が整理されていない事例 が見受けられる。支持層の考え方や橋種などの整合性の整理を行うこと。 現行どおり 《その他》 1.コスト縮減項目 1)業務成果として、コスト縮減に関する検討を実施しているが、設計打合せで は、その説明が省略されている。 ・橋梁予備設計において、コスト縮減に関して検討を行っているはずだが、報 告されずに単純にコスト比較のみの説明となっている。 事業再評価等を考慮し、コスト縮減項目を個別に説明すべき。 記載の追加 (4) 橋梁設計における留意点について ○条件整理 ■前提条件の確認 路線の位置づけ・・・道路の規格・橋の重要度(交通の種類や質、周辺ネッ トワーク [代替性:代替路線の能力 (耐震性能や老朽化の度合い) や計画に 注意])、平時(定期点検・大規模修繕)、非常時(冗長性・復旧性)を意識し て設定。 架橋位置 ■ 直轄高規格 直轄国道 【架橋位置周辺のネットワークのイメージ】 ■ルートの選定 ・橋梁計画に支障、手戻り等が生じることが無いよう、調査情報の整理を行う。 ・ルート選定においては、地滑りリスク箇所にルート通さない。 ・長大切土、高盛土は避ける (3段程度まで)、軟弱地盤の高盛土は地盤改良 ・トンネル構造を回避または延長を短くするための縦断線形の最大値や特例値 の使用は避ける。 3 - 5 - 95積算上の注意事項 24/33

改正理由	近年の設計打合せを踏まえて追記	改 定 ————————————————————————————————————	
	現 行	改正	備考
	3-5-95	■販売権報 ・実施地点特有の制限(交差物体、地下煙設物、降級精造物等)、調査情報(地 形・地質(信所者、地質の危険性)、流水(含地下水池)、海岸(流流・津珠、 塩金など)の有能と信頼性、必要に応じたリスタ評価。 ・選診影計等の機能・「有量・報例)を少し修正するだけで機への構造上の負担 が大きく低減することがある。特に、車線合流(信の分配側)、視断線形による高機期、指式機合、片質り出しの偏し機能には音音が必要。 ・途時り危険地域(高リスク)等と下部構造との位度関係、構設前後の取り合い。 ・途時で理(大規模修繕等の足場、規制計画等)を考達した桁下余裕の確認。 ・起門管理(大規模修繕等の足場、規制計画等)を考達した桁下余裕の確認。 「リスクと下部工の位度関係、構設前後の取り合いイメープ] ■原水性能を過度するための設計方法の設計を用いてもよいが、その際には、 受機能の条件や災害時・地震時のリスク等に対して会理的な情法、冗長性の ある構造となりえるか。部材の含度提展、第工・維持管理への配慮、延治性 などの報点を必要と対して必要い などの報点を必要しておく、 「機能の条件を定理し、要水性能を調及するための詳細段 計を行う。要水能能を過度と計ばどんを設計地を用いてもよいとしてなるが、 その際には、接触の場合を災害等・地震時のリスタ等に対して会理的と関係する。 計を行う要、手が能を適度と計ばどんを設計地を用いてもよいとしてなるが、 その際には、無機地の場合を受護等・地震時のリスタ等に対して金理的と構造、 こを使用のある構造となっているか。節材はどのような決定機関とかっているか。 返工・維持管理への配慮がままれているが維持を用いてもよいことになるが、 その際には、影響地の急化を災害等・地間中のリスタ等に対して金理的と構造。 冗長性のある構造となっているか。節材はどのような決定機関と合かとは、必要小となっているか。 適味所、設計計算過程の要当性を検証するとも重要である。 ■設計の前提系件と詳細数計の結果は整合しているか。 ・因界水能の段を、環性化を検証することも重要である。 ■設計の前提系件と詳細数計の結果は整合しているか。 ・因界水能の段を、環性化を検証するまれな形を定とが非細数計線表と合致しているかとの理解 ・大規模地震神にも全部材を揮性設計とすること等で、不合理な数計になっているがあためいのである。	新規追加
	3-0-90		
積算上の注意事項			25/3

■ 国際経典 (曲線年級の大人、担席の育里、製造の大力)の影響を考慮した形式直面、原金物学となっている。 ・ 第一級者の当所の配置や特別的の配金(大力の自動、新聞物学の配金、担信している ・ 場合の当所の配置や特別的の配金(大力) ・ 最初(43)	改正理由	近年の設計打合せを踏まえて追記	改 定 ————————————————————————————————————	
		現 行	改正	備考
			■道路線形(曲線半径の大小、松幅の有無、斜角の大小)の影響を考慮した形 太強之、構造解析となっているか。 ・個心構造の有無、身反力・おじりの有無、斯面形状の配慮、乾燥している 場合立生所の選加を学校販売が適定等。 ・支閣中間部での主桁の追加などは設計方法に留意すること。 主稿(4本) ・機心している場合などの耐震限金は、初期商重としての偏心曲げ、クリープ 乾燥な確とどの影響を達切に考慮しているか。 ・曲線半径が小さい場合、3 次元立体解析による耐震原金を行うなど曲線の影響を達切に考慮しているか。 ・曲線半径が小さい場合、3 次元立体解析による耐震原金を行うなど曲線の影響を適切に考慮しているか。 ・曲線半径が小さい場合、3 次元立体解析による耐震原金を行うなど曲線の影響を適切に考慮しているか。 ・曲線半径が小さい場合、3 次元立体解析による耐震原金を行うなど曲線の影響を適切に考慮しているか。 ・直線半径が小さい場合、3 次元立体解析による耐震原金を行うなど曲線の影響を適切に考慮しているか。 「(個様平径のかとい機能が大きべ)、上部構造の反力の大小等) に対して、合理的、あるいはバランスの取れたスパン割、支条条件、部材設計となっているか。 ・(国度変化、服荷度など稀な条件で断面が映まっていないか、その場合に、入力値や、支条条件、連続析接など計画は適切か。) ・地震時作用力の不自然な偏り、設計所面の不自然なばらつきなどがないか、(個野体に、支条条件、連続析接など計画は適切か。) ・地震時作用力の不自然な偏り、設計所面の不自然なばらつきなどがないか(橋 脚高や皮力が近似している条件で、各機即の所面や整筋が大きく異なるなど不自然な保証と明確なが。) ・の一路線を翻込条件で制度との限るし合わせによる機即柱線、枕本数、支持	新規追加

改正理由	近年の設計打合せを	踏まえて追記	改 定 - 現 行	
	現		改正	備考
	3-5-95		■対別、鉄道、道路等の交換条件、施工ヤードや上空制度、存来計画等に対する設計・施工・の配置等。 ■ 点検や補修が旧順な部位はないか、そうした部位に対して適切が配慮がなされているか。 ・補結解的のために保用性が制限されることが特に許容され難い場合でいては、補格や更新が確実かつ容易に実施できるようにあらかじの構造設計上の配度がなされているか。(通知検査を支える津坂などの部外や荷里集中点である支え等) ■ 設計の影響、使用計算等は、実施等に対して標準的なものとなっているか、通常配称や製作性に配置した適定となっているか。 (第16年度が作類のの大きに発展した対して構造的なものとなっているか、通常配称や製作性に配置した適定となっているか。 (第16年度が作類の過去状態や撮影し一般的な干燥回避の範囲であること。干燥回避のための支易を主筋の病などは違け、高強度動称等の使用には目的を明確化すること) 「ある配称や製料性に配度した適定となっているか」 50390・645m S0490・645m S0490・645m S0490・645m	新規追加
積算上の注意事項				27/33

改定 H29道示にあわせて図のタイトルの変更 改正理由 現 行 現 行 改 正 備 接してはならない。 6) 鉄筋の継手方法は、原則として次のとおりとする。 表5-3-9 鉄筋の継手方法
 図分
 差手方法

 場合
 D25以下
 重加電子

 力が生物器手
 対が生物器手
 | プンベスが成年 | アンベスが成年 | アンベスが成年 | アンベスが成年 | 探師 | 探師 名称がら上が構造の間性力の作用位置する | ガス圧接継手(やむを得ず設ける場合を組成の、相の点間の勢力の接続 | 接合の場合に同じ | 接合の場合に同じ 機械式鉄筋継ぎ手工法の適用にあたっての検討事項 現場打ちコン ①機械式鉄筋継手工法を適用する範囲は、軸方向鉄筋を基本とする。 クリート構造 ②機械式鉄筋継手工法を、塑性化を考慮する領域に適用する場合や、一断 物に適用する 面に集めて配置する場合は、構造物及び構造物部位に応じて求められる 機械式鉄筋継 手工法ガイド 要求性能や前提とすべき構造細目ならびに使用材料の範囲等について、 ライン 適用する設計基準を確認するとともに、機械式継手工法の特性を考慮し て適用を検討すること。 平成 29 年 3 月 現行どおり (参考) 一般的な施工条件における鉄筋の継手 ~D16 D19~D25 D29~D35 D38~D51 重ね継手 0 ガス圧接継手 0 機械式絲手 0 0 0 (◎:比較的多用されている継手,○:用いられている継手) (鉄筋コンクリート構造物の施工性を考慮した構造細目の検討、 土木研究所資料第4143号、2009.6) 7) 道示V編8.9に規定する橋脚基部から上部構造の慣性力の作用位置までの距離 道示V P209 の0.4倍の区間内にある断面領域では、軸方向鉄筋の継手を設けることはでき ただし、施工上の事由により、やむを得ず橋脚基部から上部構造の慣性力の作 用位置までの距離の0.4倍の区間内にある断面領域で軸方向鉄筋の継手を設け る場合には、かぶりコンクリートがはく離して軸方向鉄筋が露出しても確実に機 能できるような継手構造としなければならない。 h: 橋脚基部から上部構造の損性力 の作用位置までの距離 h: 信弊基部から上部構造の損性力 の作用位置までの距離 0.4h0.4h 製作ヒンジ長 記載の変更 図5-3-33 塑性化を考慮する領域 図5-3-33 塑性ヒンジ長の4倍の区間内にある断面領域 3 - 5 - 146積算上の注意事項 28/33 改正理由

積算上の注意事項

足場工・防護工の施工計画の手引きの改訂(R4.3)に伴う修正

改 定

4 - 6 足勢用角金粒 (情景形式・独工性・安全性・純粋管理・美報を有意し設			現行			
無限の長期用金担は、第金融性、海空機・接触等性、基盤を考慮し起 型の有限や機能が移動する。また、角の金魚の設計が近空機能手を用いる場合に 12、すり時間サイズを知び上とする。 (機構型別別)、 (19 部級手 角金瓜のナル内部サイズは、(血び上とする)、有重操件電により計算をとも なり場合は、「電影機力・整線所を書きる場面にしたする」、有重操件電により計算をとも なり場合は、「電影機力・整線所需要を考慮して1.6k以下、移びイン に関して材の計量を再変して1.6k以下、移びイン に関して材の計量を再変して1.6k以下、移びイン に関して材の計量を再変して1.6k以下を対しましたする。 (18 数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数	現 行	改	Œ		備	考
B2/17	鋼橋の足場用吊金具は、構造形式・施工性・安全性・維持管理・景観を考慮し設置の有無や箇所を検討する。また、吊り金具の取付方法で溶接継手を用いる場合には、すみ肉溶接サイズを4mm以上とする。 【解説】 (1) 溶接継手 吊金具のすみ肉溶接サイズは、4mm以上とするが、荷重条件等により計算をともなう場合は、「道路橋示方書Ⅱ鋼橋・鋼部材編」によること。 (2) 設置例 設置間隔は、Aタイプは足場の許容軟荷荷重等を考慮して1.8m以下、Bタイプは型わく材の許容軟荷荷重等を考慮して1.0m以下とするのがよい。 AP(T)	展場の足場用吊金具は、構造形式・施工性・安全性・維持性での施工計画の手引きは、すみ肉溶接サイズを6mm以上とする。 (網橋架設用)、 (網橋架設用)、 (1)溶接維手 日本橋梁建設	(手を用いる場合に エの の	の施工計画 手引き 鋼橋架設用)、 .3 本橋梁建設	記載の	変更
8947 : 場所打ら木成施工時の登録を改正さればつる場合。 Cタイプ: 桁高が1.8m未満の場合、下段位置に設ける。 桁高が1.8m未満の場合、下段位置に設ける。	1-PL 100 × 9 × 170 (BMM00A) 吊り金具タイプ A 吊り金具タイプ B .	2000 日本	150008日神経			

改定 道路橋の設計における諸課題に関わる調査(2018-2019)に伴う修正 改正理由 現 行 現 行 改 正 備 (管理道路等) 手前余裕部分 近接区間 落下物防止權設置延長 図5-6-13 近接区間 3. 設置範囲 落下物防止柵の設置範囲は、関係者との協議により決定するが、特に定め がない場合には、対象施設と交差または近接している部分に、その手前余裕 部分を加えた範囲とする。 (i) 手前余裕部分とは図5-6-13、図5-6-14に示す部分をいう。 _ 現行どおり 手前余裕部分長しは次のように表わされる。 $L=Vo\sqrt{2 (H+3)/g} (cos15^{\circ} + sin15^{\circ} / tan \alpha)$ 但しα=90° の場合 L=Vo√2 (H+3)/g ·cos15° ここにVo=落下物の路外逸脱速度 (m/sec) Vo=13.3m/sec (48km/h) H=対象施設の基面から管理道路等の路面までの高低差 (m) α=対策施設と管理道路等の交差する角度 (但し近接の場合は $\alpha = 90^{\circ}$ として計算する。) g =重力加速度=9.8m/sec2 落下物防止權設置延長 手前余裕部分 (管理道路等) (鉄道,道路等) 記載の追加 落下物の路外逸脱速度は、下表のとおりとする。 道路橋の設 図5-6-14 交差区間 道路の区分 設計速度 防護柵種別 衝突速度 路外逸脱速度 計における 高速自動車国道 80km/h 以上 SB 65km/h 52km/h 諸課題に関 自動車専用道路 60km/h 以下 50km/h 40km/h 11m/sec わる調査 (2018-2019) その他の道路 50km/h 以下 ※衝突速度を、「防護柵の設置基準・同解説(平成28 年)」より、設計速度(重大な被害が発生するおそれの ある区画)から選定される防護措種別を基に設定した上で、それに基づき路外逸脱速度は、衝突速度より低くな 3 - 5 - 249積算上の注意事項 30/33

改定 従前の5.5%配合で可能となる粉体急結材が存在したくなったため 改正理由 現 行 現 行 改 正 備 ③ 地震により覆工に破壊が生じたとしても、大規模な覆工コンクリート塊が 崩落することのないよう、覆工に単鉄筋補強するなどの措置を講じる 【試案】標準的な支保構造の組み合わせの目安の試案(通常断面トンネル 内空幅8.5~12.5m) 余裕 量 (cm) CI 1.5 3.0 1.5 1.5 上半 30 30 10 注 1) (1) ① \sim ⑦に示す特殊条件が、地山等級 B \sim DI において見られた場合は、(2) に示す事項の実施につい て、必要に応じて検討を行うものとする。 注2) 覆工に単鉄筋補強する場合は、坑口部(支保パターン DIIIa)の覆工で用いられている配筋が参考となる。 (3) 吹付けコンクリート トンネル技術 基準3編 1. 吹付けコンクリートの設計は、地山条件および使用目的に適合したものと 4 - 3しなければならない。 - 現行どおり 2. 吹付けコンクリートの配合は、付着性が良く、必要な強度特性が得られる ようにしなければならない。 1) 吹付けコンクリートの配合及び強度 ① 吹付けコンクリートの配合は、必要な強度、耐久性が得られ、水密性、付着 性、施工性のよいコンクリートが得られるように定めなければならない。設計 基準強度は18N/mm²を標準とする。 ② 吹付けコンクリートは湿式を標準とする。また、配合については表6-4-10を標準とする。地山状況その他の条件から他の工法を用いる場合は十分な検 討を行うこと。 ③ 近年,吹付コンクリートに「石炭灰」を用いることにより,産業廃棄物を資 源として有効活用を図るとともに、リバウンドや坑内発塵量の低減を図る等の 効果を挙げていることから、石炭灰の入手が可能な場合は、石炭灰を使った吹 付けコンクリートの使用について検討を行うものとする。 表6-4-10 吹付けコンクリートの配合 (標準) ※1m3当たり 単位 W/C 強度 ステンプ 最大 碎石 液体急結剤 粉体助剤 減水剤 セメント型 50% 15mm 400kg 8.0% 吹付コンクリートの配合(湿式工法)派液体急結剤を使用する場合 (1m3当り) 吹付コンクリートの配合(湿式工法) ※粉体急結剤を使用する場合。 単位 強度 スランプ W/C 粗骨材 単位 粉体 記載の変更 W/C 最大 初体急結剤 セメント量 最大寸法 急結剤 56% 15mm 360kg (1,086kg) 5.5% σ 28=18 10 56% 15mm 360kg 0.80m3 0.467m3 セメント量の (N/mm2) ±2cm (1,086kg) (675kg) 3 - 6 - 35積算上の注意事項 31/33

改定 縁石の中国地整運用について、道路構造令との整合を図るため見直しを実施 改正理由 現 行 行 改 Œ 備 第8章 歩道及び自転車通行空間 第1節 適用基準等 1-1 全般 歩道等の設計については「道路構造令の解説と運用」(令和3年3月(社)日本道 路協会)によるほか、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン(令和4年6月: 国土交通省道路局)」、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28 年7月: 国土交通省道路局、警察庁交通局)」によるものとする。 第2節 歩道等整備構造基準 2-1 基本的考え方 直轄国道における歩道整備に当たっては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化 の促進に関する法律(通称「バリアフリー新法」)」及び「移動円滑化のために必 要な道路の構造に関する基準を定める省令(通称「道路移動等円滑化基準」)」等 に中国地方整備局運用標準を加味した基準を統一的に適用するものであるが,整 備にあたっては、関係する県・市町村及び高齢者、障害者等の意見を聞くなど地 現行どおり 域の状況に応じて実施することを原則とする。 2-2 項目別内容 (1) 歩道等と車道等の分離 【道路移動等円滑化基準 第7条第1項】 ①歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以 下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。 【道路移動等円滑化基準 第7条第2項】 ②歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石 の車道等に対する高さは15cm以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況 並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。 【道路移動等円滑化基準 第7条第3項】 ③歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、 歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しく はさくを設けるものとする。 【中国地方整備局運用標準】 【中国地方整備局運用標準】 記載の変更 国道における縁石の車道に対する高さは交通の速度ならびに大型車混入率 国道における縁石の車道に対する高さは交通の速度ならびに大型車混入率 等の大きさ及びドア高等に配慮し20cmを標準とし、当該歩道等の構造及び 等の大きさ及びドア高等に配慮し20cmを標準とし、当該歩道等の構造及び 交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。 交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。 なお、防護柵が設置されている場合など、歩行者および自転車の安全な通 道路構造令の 行が確保されている場合であって、雨水の適切な誘導等が確保できる場合 解説と運用 には、必要に応じ縁石の高さは5cmまで低くすることができる。 (令和3年3月) 3 - 8 - 1積算上の注意事項 32/33

改定 設計要領改定のため発行年月を修正 改正理由 現 行 現 改 Æ 備 第10章 道路付属設備の計画・設計要領 第1節 本要領の取扱いについて 1-1 適用 本「設計要領」は、中国地方整備局において施工する道路トンネル用換気設 備, 道路トンネル非常用施設・道路排水設備, 共同溝付帯設備, 照明工の計画 並びに設計に適用する。 1-2 目的 本「設計要領」は、機械設備、電気通信設備の計画・設計を効率的に実施し、 かつ技術的水準を維持することを目的とする。 現行どおり 1-3 遵守 機械設備、電気通信設備の計画・設計に当っては、本「設計要領」を遵守す るものとする。但し現場条件その他の理由により、本「設計要領」を適用する 事が適当でないと認められる場合には、別途考慮するものとする。 1-4 その他 本「設計要領」は、基本的事項のみを記載したものであるから、詳細につい ては実績等を十分勘案するとともに,次の諸基準に準拠し,又はこれらを参考 とするものとする。 (1) 電気通信設備工事共通仕様書 最新版 国十交诵省大臣官房技術調查課電気诵信室 (2) 電気設備に関する技術基準 経済産業省省令 (3) 電気規格調査会標準規格 IEC 記載の変更 (4) 機械工事共通仕様書(案) 令和 5年3月 国土交通省総合政策局 (4) 機械工事共通仕様書(案) 令和 4年3月 国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課 公共事業企画調整課 (5) 機械工事施工管理基準(案) 令和 3年3月 国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課 (6) 機械工事塗装要領(案)・同解説 令和3年2月 国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課 (7) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 現行どおり 令和4年版 社団法人公共建築協会 (8) 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版 社団法人公共建築協会 (9) 機械設備工事監理指針 令和4年版 社団法人公共建築協会 (10) 電気通信施設設計要領・同解説(電気編) 平成29年度版 一般社団法人建設電気技術協会 3 - 10 - 1積算上の注意事項 33/33

参考-1 土木工事設計マニュアルの改定について

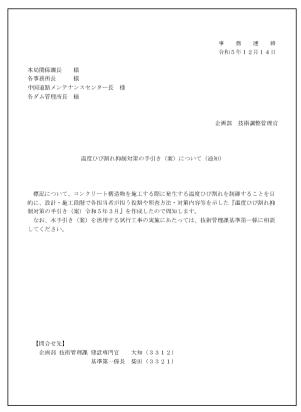


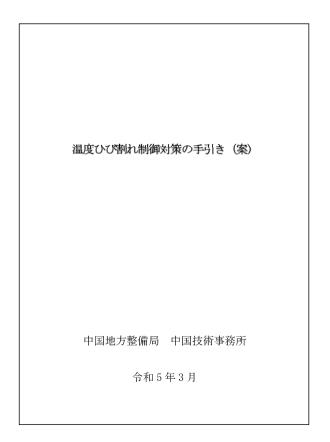
第1編第1章第8節 温度ひび割れ制御対策の手引き(案)について

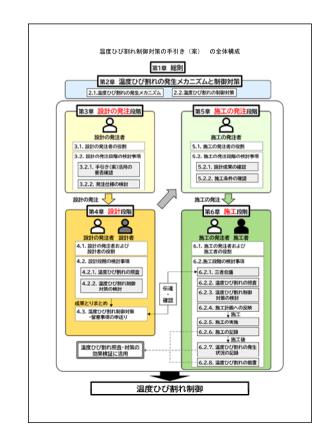
改定内容 新規追加

改定経緯

中国技術事務所において、コンクリート構造物を施工する際に発生する温度ひび割れを制御することを目的に、設計・施工段階で各担当者が担う役割や照査方法・対策内容等を示した「温度ひび割れ制御対策の手引き(案)(R5.3)」が作成され、本格的に活用するため。







令和5年12月14日付事務連絡

参考-2 土木工事設計マニュアルの改定について



第3編第3章第1節 適用、第2節 設計の考え方

改定内容

アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧の新規発刊に伴う追加・修正

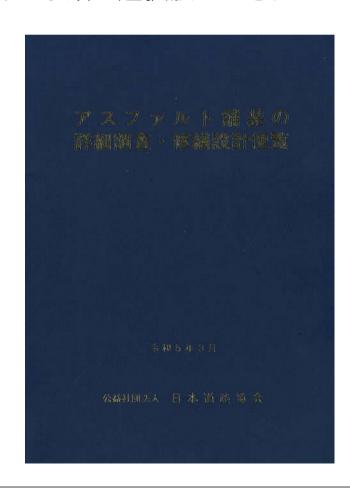
改定経緯

令和5年3月にアスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧が発刊され、舗装の詳細調査と 修繕の適切な実施を目的として、詳細調査ならびに修繕設計の手順や選択肢が示されたため。

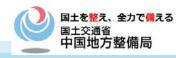


2-1 概説

修繕設計にあたっては、「アスファルト舗装の詳細調査・ 修繕設計便覧」に基づき、詳細調査、設計を行う。



参考-3 土木工事設計マニュアルの改定について



第3編第3章第6節 アスファルト舗装の構造設計

改定内容

アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧の新規発刊に伴う追加・修正

改定経緯

令和5年3月にアスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧が発刊され、T_A法による設計だけでなく、理論的設計方法による修繕設計事例も掲載されたため。

6-1 理論的設計方法により修繕設計した事例

6-1-1 事例①

- (1) 詳細調査箇所の概要
- 1) 基本諸元の把握

詳細調査箇所の基本諸元を付表-6.1.2 に、現場概要図を付図-6.1.1 に示す。本調査箇所は、片側2 車線道路であった。新設時はコンクリート舗装であったが、過去の修繕によりアスファルト混合物がオーバーレイされていた。また、下り走行車線については6年前の地下埋設管の工事によりコンクリート版が撤去されアスファルト舗装で復旧されていた。下り走行車線の舗装構成を付表-6.1.3 に示す。

付表-6.1.2 基本諸元

項目	諸元		
沿道環境-地域区分	一般地域		
沿道環境-沿道区分	市街地		
車線	片側2車線		
延長 (m)	380		
面積 (m²)	2,300		
交通量区分	N ₆		
使用目標年数	13年		
前回の修繕からの供用年数	6年		
前回の主な修繕工法	打換え工法		

アスファルトコンクリート舗装は、「舗装の構造に関する技術基準」の別表 1に示されたTa法により構造設計を行うことを標準とする。

舗装は、構造全体で疲労破壊輪数を満足する耐荷力を有する必要がある。 「舗装の構造に関する技術基準」の別表 1 に示された T_A法により構造設計され たアスファルト舗装は、必要な疲労破壊輪数を有すると認められているため、あ らためて疲労破壊輪数を確認する必要はない。

なお、多層弾性理論など理論的設計方法を適用しても良いが、TA法以外で設計された舗装の場合は、疲労破壊輸数を別途確認する必要がある。しかし、疲労破 振輸数を確認する方法は、現在のところ過去の実績による方法と、土木研究所の 舗装走行実験場での荷重車による促進載荷試験しか無く、この試験方法において も疲労破壊輸数により数ヶ月から数年の試験期間を要するため、過去の実績によ って疲労破壊輸数が確認されている場合をのぞき、現実には疲労破壊輸数を確認 することは難しいのが実態である。

6-2-2 舗装構成の決定

Ta法は、路床の支持力と舗装計画交通量から必要とされる等値換算厚を求め、 この等値換算厚を下回らないように舗装構成を決定する方法であり、同法による 構造設計の具体的な手順は図3-6-1に示すとおりである。



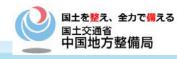
アスファルトコンクリート舗装は、「舗装の構造に関する技術基準」の別表 1に示されたTa法により構造設計を行うこと<mark>が一般的である</mark>。

舗装は、構造全体で疲労破壊輪数を満足する耐荷力を有する必要がある。 「舗装の構造に関する技術基準」の別表1に示されたT☆法により構造設計され たアスファルト舗装は、必要な疲労破壊輪数を有すると認められているため、あ らためて疲労破壊輪数を確認する必要はない。

なお、多層弾性理論など理論的股計方法を適用しても良いが、TA法以外で設計された舗装の場合は、疲労破壊輪数を別途確認する必要がある。しかし、疲労破壊輪数を確認する方法は、現在のところ過去の実績による方法と、土木研究所の舗法走行実験場での荷重車による促進軟荷試験しか無く、この試験方法においても疲労破壊輪数により数ヶ月から数年の試験期間を要するため、過去の実績によって疲労破壊輪数が確認されている場合をのぞき、現実には疲労破壊輪数を確認することは難しいのが実態である。

アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧より

参考-4 土木工事設計マニュアルの改定について



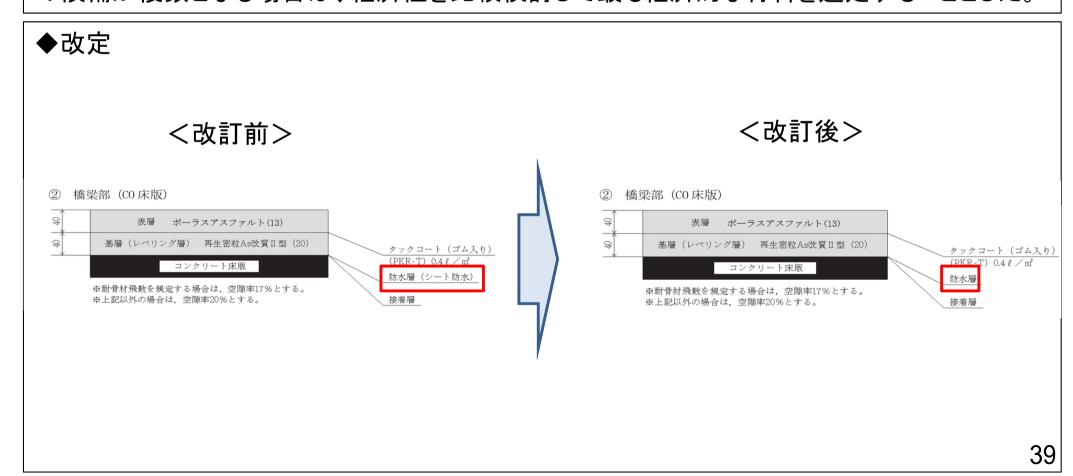
第3編第3章第6節 アスファルト舗装の構造設計

改定内容

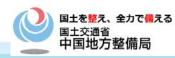
道路橋の床版防水層の設計・施工について(令和5年9月6日 事務連絡)

改定理由

床版防水層の設計は、床版の状況、作業時期や作業スペースの制約などの施工条件に適合したものとし、条件を満足するものの中から、特段の理由がない場合において、床版防水層の候補が複数となる場合は、経済性を比較検討して最も経済的な材料を選定することとした。



参考-5 土木工事設計マニュアルの改定について



第3編第5章第2節 設計一般、第6節 諸構造

改定内容

道路橋の設計における諸課題に関わる調査(2018-2019) 国総研資料 第 1162 号

改定理由

平成29年に改定された橋、高架の道路等の技術基準 の内容に対応するなど、整備局等の内規(設計要領、技 術資料等)の内容を充実すべき事項について検討を行っ た結果についてまとめたられたもので、中国地整におい ても統一を図れるものは図ることとした。

ISSN 1346-7328 国総研資料 第1162号

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of National Institute for Land and Infrastructure Management

No.1162

September 2021

道路橋の設計における諸課題に関わる調査 (2018-2019)

Survey on the common issues of bridge design

国土交通省 道路局 国道·技術課 国土技術政策総合研究所

北海道開発局

東北地方整備局

関東地方整備局

北陸地方整備局

中部地方整備局

近畿地方整備局

中国地方整備局

四国地方整備局

九州地方整備局

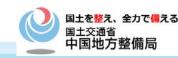
内閣府 沖縄総合事務局

国立研究開発法人 土木研究所

国土交通省 国土技術政策総合研究所

National Institute for Land and Infrastructure Management Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan

参考-6 土木工事設計マニュアルの改定について



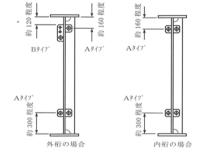
第3編第5章第4節 鋼橋

改定内容

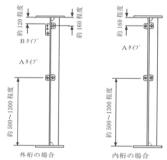
足場工・防護工の施工計画の手引きの改定(令和4年3月)

改定理由

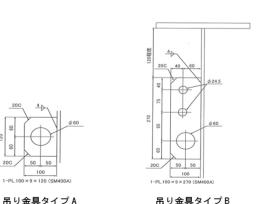
足場工・防護工の施工計画の手引きの改定に伴い修正



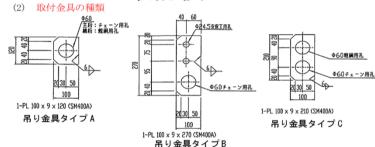
桁高が 1.8m 未満の場合



桁高が 1.8m 以上の場合

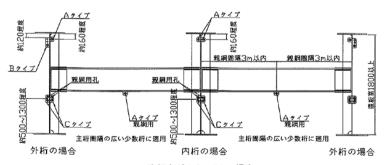


<改訂後>



(3) 設置例

橋軸方向の設置間隔は、1.8m以内とする。主桁間隔の広い少数桁橋など親綱の橋軸直角方向の設置間隔が3m以上となる場合は、横桁下フランジ下面にAタイプ金具を取付けて親綱を通すことで、親綱間隔を3m以下となるうようにする。以下に取り付け事例を示す。

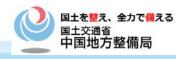


腹板高が 1.8m 以上の場合

Aタイプ:合成床版タイプで型枠を使用しない場合など。 Bタイプ:場所打ち床版施工時の型枠設置に利用する場合。 Cタイプ:桁高が1.8m以上の場合、中段位置に設ける。

桁高が1.8m未満の場合、下段位置に設ける。

参考-7 土木工事設計マニュアルの改定について



第3編第6章第4節 設計(NATM)

改定内容

吹付コンクリートの配合(湿式工法) ※粉体急結材を使用する場合の配合変更

改定理由

急結剤に含有する二酸化アルミニウムナトリウムが毒物及び劇物指定令に基づく、劇物に指 定されたことにより粉体急結材の標準配合が変更となったため。

◆改定

<改訂前>

<改訂後>

吹付コンクリートの配合(湿式工法)※液体急結剤を使用する場合

(1m3当り)

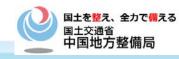
強度	スランプ	W/C	粗骨材 最大 寸法	単位セメント量	砂	砕石	粉体急結剤
σ 28=18	10±	56%	1 E 100 100	2601.4	0.80m3	0.47m3	セメント量の
(N/mm2)	2cm	30%	15mm	360kg	(1,086kg)	(675kg)	5.5%

吹付コンクリートの配合(湿式工法) ※粉体急結剤を使用する場合。

(1m3当り)

強度	スランプ	W/C	粗骨材	単位	砂	砕石	粉体
			最大寸法	セメント量			急結剤
σ 28=18	10	56%	15mm	360kg	0.80m3	0.467m3	セメント量の
(N/mm2)	±2cm				(1,086kg)	(675kg)	9.0%

参考-8 土木工事設計マニュアルの改定について



第3編第8章第2節 歩道等整備構造基準

改定内容

防護柵が設置されている場合の歩車道境界ブロック設置の考え方を追加

改定理由

縁石の中国地整運用について、道路構造令との整合を図るため見直しを実施

<改訂前>

第2節 歩道等整備構造基準

2-1 基本的考え方

直轄国道における歩道整備に当たっては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称「バリアフリー新法」)」及び「移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(通称「道路移動等円滑化基準」)」等に中国地方整備局運用標準を加味した基準を統一的に適用するものであるが、整備にあたっては、関係する県・市町村及び高齢者、障害者等の意見を聞くなど地域の状況に応じて実施することを原則とする。

2-2 項目別内容

(1) 歩道等と車道等の分離

【道路移動等円滑化基準 第7条第1項】

①歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

【道路移動等円滑化基準 第7条第2項】

②歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。) に設ける縁石 の車道等に対する高さは15cm以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況 並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

【道路移動等円滑化基準 第7条第3項】

③歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、 歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しく はさくを設けるものとする。

【中国地方整備局運用標準】

国道における縁石の車道に対する高さは交通の速度ならびに大型車混入率 等の大きさ及びドア高等に配慮し20cmを標準とし、当該歩道等の構造及び 交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

<改訂後>

(1) 歩道等と車道等の分離

【道路移動等円滑化基準 第7条第1項】

①歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

【道路移動等円滑化基準 第7条第2項】

②歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは15cm以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

【道路移動等円滑化基準 第7条第3項】

③歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、 歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しく はさくを設けるものとする。

【中国地方整備局運用標準】

赤字箇所を追記

国道における縁石の車道に対する高さは交通の速度ならびに大型車混入率等の大きさ及びドア高等に配慮し20cmを標準とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。なお、防護柵が設置されている場合など、歩行者および自転車の安全な通行が確保されている場合であって、雨水の適切な誘導等が確保できる場合には、必要に応じ縁石の高さは5cmまで低くすることができる。

道路構造令の 解説と運用 (令和3年3 月)2-7-4

